

## ペットボトル、プラスチック製容器包装のリサイクルマークによる出し方



飲料（清涼飲料、酒類など）、特定調味料（しょうゆ、ノンオイルドレッシングなど）用のペットボトルにつけられるマーク

→ペットボトルとして出してください。

ペットボトルに油性ペン等で記入したものや、塗料がついたものは可燃ごみとして出してください。キャップは外し、プラスチック製容器包装として出してください。

飲料、特定調味料用のペットボトルを除くプラスチック製容器包装につけられるマーク

→プラスチック製容器包装として出してください。

出し方のルールはP17をご覧ください。



表示のみで、ラベルに対して紙マークの表示がないものは、ラベルがはがせなければ、そのまま出しても大丈夫です。(P22の「焼酎等の容器」の例。) ボトルと外装フィルムともに表示があるものは、そのまま出してください。

表示のあるものは、以下のような表示があってもプラスチック製容器包装（水色の袋）として出してください。



## ごみの分別方法についてのお願い

リサイクルセンターでは市内から出た資源ごみを作業者が選別していますが、なかには正しい分別方法がされていないものがあります。最近よくみられる品目を下記に記載しましたので、分別方法を確認していただき、正しい分別に心がけましょう。

### ヨーグルトカップ（4個パック）の分別方法



ヨーグルトカップ(上)とリサイクルセンターに搬入された紙ラベル残り品(右) (※作業者が全て剥がす必要があります。)

容器は、洗って乾かしたらプラスチック製容器包装（水色の袋）に入れてください。

ラベルは、紙マークがあれば剥がして紙類(オレンジ色の袋)に入れ、紙マークが無ければ、剥がさずそのままプラスチック製容器包装に入れ下さい。

### 乳酸菌飲料（小ペットボトル）の分別方法



乳酸菌飲料



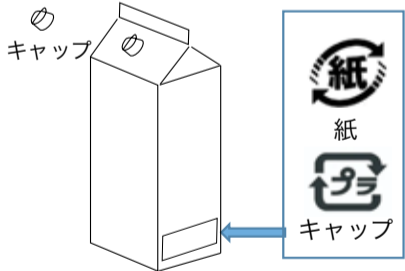
容器は、洗って乾かしたらペットボトルとして出してください。

ラベルは、剥がしてキャップと合わせてプラスチック製容器包装（水色の袋）に入れてください。

※ラベル残り、マジックペンの使用等があると再商品化原料として使用できなくなります。

## マークでみる、紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分け方

豆乳、料理酒等アルミ付紙パック飲料



キャップはプラスチック製容器包装として出してください。本体容器（内側アルミ）は紙類（オレンジ色の袋）として出してください。注ぎ口は、切り取ってプラスチック製容器包装として出してください。

焼酎等の容器



ボトルはペットボトルとして出してください。

ラベルの表示がない場合は、ラベルが剥がれなければ、そのまま出しても大丈夫です。

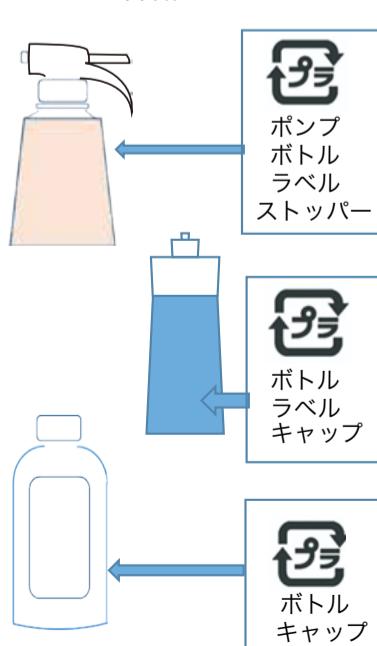
キャップはプラスチック製容器包装として出してください。

牛乳等紙パック飲料



本体容器（内側白い紙）は古紙（紙パック）として、24時間ボックス等に出してください。細かく裁断しないことと、紙類としては出さないようにしてください。

洗剤等の容器

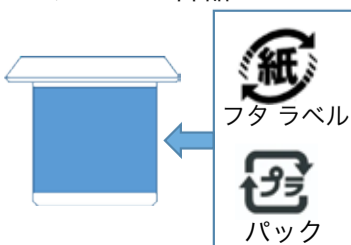


の表示があるものは全てプラスチック製容器包装として出してください。

ラベルはボトルから剥がさずにプラスチック製容器包装として出してください。

ボトル、キャップはプラスチック製容器包装として出してください。

ヨーグルトの容器



フタ、ラベルは紙類として出してください。（汚れの取れないものは可燃ごみとして出してください）容器は、プラスチック製容器包装として出してください。

## 24時間資源回収ボックスの利用について

下記は24時間資源回収ボックスに置かれた違反品の一部です。違反品の中には、分別収集で出せるもの（カン、金物、家電小物類、埋立ごみ等）もあります。飛騨市の分別ルールを理解することで、正しく分別することができるため、今一度分別ルールを確認いただき、正しく利用いただきますようお願いいたします。



24時間資源回収ボックスで回収している古紙については、紙類（オレンジ色の袋）では出せませんのでご注意ください。

紙類（オレンジ色の袋）に紙パックや新聞紙、折込チラシの混入が多くあります。これらは古紙で出してください。

段ボールマークのあるものは、古紙で出しましょう。紙類では出せません。

